

別 紙

新 旧 対 照 表

○ 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款の 2 減価償却の特例 <u>第10条の 2 の 2 から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)) 共通関係</u> 第10条の 6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係 <u>第10条の 7 ((所得税の額から控除される特別控除額の特例)) 関係</u> 第11条((特定設備等の特別償却)) 関係 第11条の 3 ((<u>事業革新設備等の特別償却</u>)) 関係 第11条の 6 ((資源再生化設備等の特別償却)) 関係	〔目 次〕 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款の 2 減価償却の特例 <u>第10条の 2 から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)) 共通関係</u> 第10条の 6 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係 (新 設) 第11条((特定設備等の特別償却)) 関係 第11条の 3 ((<u>事業革新設備の特別償却</u>)) 関係 第11条の 6 ((資源再生化設備等の特別償却)) 関係

第11条の7（（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却））関係

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））関係

第14条（（優良賃貸住宅の割増償却））関係

第2節 不動産所得及び事業所得

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2の2から第15条まで（（特別税額控除及び減価償却の特例））共通関係

（特別償却等の適用を受けたものの意義）

10の2の2～15共－1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）

10の2の2～15共－2 措置法第10条の2の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする

（新 設）

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））関係

第14条（（優良賃貸住宅等の割増償却））関係

第2節 不動産所得及び事業所得

第1款の2 減価償却の特例

第10条の2から第15条まで（（特別税額控除及び減価償却の特例））共通関係

（特別償却等の適用を受けたものの意義）

10の2～15共－1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）

10の2～15共－2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却

減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(常時使用する従業員の範囲)

10の2の2～15共－3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、10－8の取扱いを準用する。

第10条の2の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2の2－1 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー需給構造改革推進設備(措置法第10条の2の2第1項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備をいう。以下10の2の2－3において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2の2－2 措置法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定

資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(常時使用する従業員の範囲)

10の2～15共－3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号まで及び中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、10－8の取扱いを準用する。

第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2－1 平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー需給構造改革推進設備(措置法第10条の2第1項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備をいう。以下10の2－3において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2－2 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用す

を適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2の2-3 エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー需給構造改革推進設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備に係る措置法第10条の2の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2-4 措置法令第5条の4第13項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の2の2-5 措置法第10条の2の2第10項及び第11項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))
関係

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本

る。

(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2-3 エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー需給構造改革推進設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2-4 措置法令第5条の4第9項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の2-5 措置法第10条の2第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))
関係

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本

標準産業分類の「大分類G 情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693 駐車場業」、「中分類75 宿泊業」、「大分類P 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」（旅行業を除く。）に分類する事業が該当する。

第10条の4（（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（附属機器等の同時設置の意義）

10の4－8 平成21年3月31日付国土交通省告示第373号の別表において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

第10条の6（（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の6－6 措置法令第5条の8第4項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の7（（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（控除可能期間の判定）

10の7－1 個人が措置法第10条の7第1項に規定する所得税額超過額を有する場合に

標準産業分類の「大分類G 情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693 駐車場業」、「中分類75 宿泊業」、「大分類P 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」（旅行業を除く。）に分類する事業が該当する。

第10条の4（（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（附属機器等の同時設置の意義）

10の4－8 平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

第10条の6（（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の6－6 措置法令第5条の8第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

（新 設）

（新 設）

において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額、平成22年分繰越税額控除限度超過額、平成23年分繰越税額控除限度超過額、繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

(特別償却の対象となる特定設備等)

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等(以下11-4までにおいて「特定設備等」という。)が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第7項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場

第11条((特定設備等の特別償却))関係

〔共通事項〕

(特別償却の対象となる特定設備等)

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等(以下11-4までにおいて「特定設備等」という。)が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の10第6項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場

合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の10第8項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

第11条の2（(地震防災対策用資産の特別償却)）関係

（大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期）

11の2－1 措置法令第5条の11第3項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の2第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却資産（以下11の2－2までにおいて「緊急地震速報受信装置等資産」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日の判定）

11の2－2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日は、当該緊急地震速報受信装置等資産をその設置場所に設置した日によるものとする。

第11条の3（(事業革新設備等の特別償却)）関係

（特定認定事業者であるかどうかの判定の時期）

合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の10第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

第11条の2（(地震防災対策用資産の特別償却)）関係

（大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期）

11の2－1 措置法令第5条の11第3項に規定する「大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第11条の2第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却資産（以下11の2－2までにおいて「動力消防ポンプ等資産」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（動力消防ポンプ等資産を事業の用に供した日の判定）

11の2－2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における動力消防ポンプ等資産を事業の用に供した日は、当該動力消防ポンプ等資産をその設置場所に設置した日によるものとする。

（注） 措置法規則第5条の13第1項第1号に掲げる動力消防ポンプには、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条第2号及び第3号に掲げる消防ポンプが含まれる。

第11条の3（(事業革新設備の特別償却)）関係

（特定認定事業者であるかどうかの判定の時期）

11の3-1 措置法第11条の3第1項各号に規定する事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画又は同条第2項各号に規定する資源生産性革新計画若しくは資源制約対応製品生産設備導入計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の3-2 個人が、その取得又は製作をした措置法第11条の3第1項に規定する事業革新設備又は同条第2項に規定する資源需給構造変化対応設備等(以下この項において「事業革新設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備等は当該個人の営む事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。

第11条の4((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(廃止)

第11条の7((新用途米穀加工品等製造設備の特別償却))関係

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

11の3-1 措置法第11条の3第1項第1号に規定する事業再構築計画、同項第2号に規定する共同事業再編計画、同項第3号に規定する経営資源再活用計画、同項第4号に規定する技術活用事業革新計画、同項第5号に規定する経営資源融合計画又は同項第6号に規定する事業革新設備導入計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の3-2 個人が、その取得又は製作をした措置法第11条の3第1項に規定する事業革新設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備は当該個人の営む事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。

第11条の4((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

11の4-2 措置法規則第5条の15第2項各号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(新設)

(新設)

11の7-1 個人が、自己の下請業者（措置法第11条の7第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。）で同項に規定する生産製造連携事業（以下この項において「生産製造連携事業」という。）を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備（以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものとして取り扱う。

（注） 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））

（生産等設備の範囲）

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第5項、第8項、第10項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義）

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第7項、第9項及び第10項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

（1） 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））

（生産等設備の範囲）

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第6項、第9項、第11項若しくは第12項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義）

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第8項、第10項及び第11項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

（1） 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及

びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

第2款 準備金

第20条の2((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-1 措置法第20条の2第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第3項第1号に掲げる「採石災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採取予定数量」について異動が生じたときには、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

(注) 「採石災害防止費用の見積額」又は「採取予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第1項又は第3項に規定する認定を受けた日をいう。

(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-2 措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する露天石炭採掘場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第7項第1号に掲げる「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

第2款 準備金

第20条の2((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-1 措置法第20条の2第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第4項第1号に掲げる「採石災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採取予定数量」について異動が生じたときには、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

(注) 「採石災害防止費用の見積額」又は「採取予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第1項又は第3項に規定する認定を受けた日をいう。

(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2-2 措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する露天石炭等採掘場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第8項第1号に掲げる「露天石炭等採掘災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。

(注) 「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は「採掘予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第5項又は第7項に規定する認定を受けた日をいう。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額及び同条第5項に規定する長期優良住宅借入金等の金額とは、同条第1項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額、当該特例住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超

(注) 「露天石炭等採掘災害防止費用の見積額」又は「採掘予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第5項又は第7項に規定する認定を受けた日をいう。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額及び同条第5項に規定する長期優良住宅借入金等の金額とは、同条第1項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額、当該特例住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超

える場合 敷地の取得対価の額

- (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額、特例住宅借入金等の金額の残高の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等(敷地の取得を含む。)又は増改築等において措置法第70条の2、第70条の3及び第70条の3の2の規定の適用を受ける場合の、住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得の対価の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の2の規定の適用を受ける部分の金額、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

える場合 敷地の取得対価の額

- (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額、特例住宅借入金等の金額の残高の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等(敷地の取得を含む。)又は増改築等において措置法第70条の3及び同法第70条の3の2の規定の適用を受ける場合の、住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得の対価の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号又は第6項に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 同条第1項又は第4項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注)1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号又は第6項に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 同条第1項又は第4項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注)1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額

をいう。

- 2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の2、第70条の3及び第70条の3の2の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の2の規定の適用を受ける部分の金額、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。
- 3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18－2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額」は、同項、措置法第10条、第10条の2、第10条の2の2第3項及び第4項、第10条の3第3項及び第4項、第10条の4第3項、第4項及び第6項、第10条の5第3項及び第4項、第10条の6第3項及び第4項、第41条並びに第41条の3の2の規定、法第92条及び第95条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の19の5((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税

をいう。

- 2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3及び同法第70条の3の2の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。
- 3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)

41の18－2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額」は、同項、措置法第10条、第10条の2第3項及び第4項、第10条の3第3項及び第4項、第10条の4第3項、第4項及び第6項、第10条の5第3項及び第4項、第10条の6第3項及び第4項、第41条並びに第41条の3の2の規定、法第92条及び第95条の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額をいうものとする。

第41条の19の5((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税

額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の5-2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(同法第10条の2に規定する特例を含む。)
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合

額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の5-2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合

の所得税額の特別控除

- (13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (16) 法第95条の規定による外国税額控除

の所得税額の特別控除

- (13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除
- (15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (16) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

(経過の取扱い……改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成21年法律第61号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第166号)、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第19号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年財務省令第47号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いによる。